

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
感染症対策に関する推進計画（仮称）」の骨子（案）

1. 感染症対策の推進に関する基本的な考え方

- 東京大会では、世界中から多くの訪日客が見込まれることに加え、競技関係者、東京大会の運営関係者、観客など大勢の人々が会場等に集中することで感染症の発生リスクが高まることが懸念。
- 東京大会が夏季に開催されることから、食中毒の発生に備えた対策も必要。
- 水際対策やサーベイランス機能の強化など、疾患によらない感染症全般に共通する総合対策を着実に実施。
- 風しん、麻しん等国内で増加が見られる個々の疾患への予防策や食中毒予防策について、関係機関が緊密に連携して対策を推進。
- 水際対策や東京大会で多数の者に接する業務に従事する者等に対し、自らの感染予防と自らを介して他人に感染させることを防止することが重要という観点から、感染症予防策を徹底。
- 感染症対策は、事業者や国民一人ひとりが、感染症に関する正しい知識を持ち、感染症に対する意識を高め、日ごろから予防策を実践することが大事。

2. 東京大会に向けた具体的な取組

(1) 感染しうるリスクに着目した免疫の確保

- 風しんは、特定世代の男性の抗体保有率が約80%と、他の世代に比べて低いことから、公衆衛生上、まん延を防止できるレベルまで、この世代の男性の抗体保有率を上げることが喫緊の課題。
- 社会全体で風しん対策の理解を促進させるとともに、クーポン券利用の環境整備を進めてクーポン券利用の促進を図ることが必要。
- 東京大会関連業務等に従事する特定世代の男性であって、本年度クーポン券が送付されていない者においては、前倒しでクーポン券を入手の上、抗体検査を確実に

実施し、MR ワクチン接種につなげることが必要。

- 麻しんは、全世代を通して抗体保有率が 95%以上であり、世界保健機関西太平洋事務局により日本が麻しんの排除状態にあることを認定。一方で、海外渡航歴のある者や海外からの入国者を発端として散発的に発生。
- 麻しんの感染力は非常に強く、多数の者と接する機会の多い者等が麻しんに感染すると、自らを介して他人に感染させてしまうおそれがあることに留意。
こうした業務に従事する者は、感染症対策を徹底。
- 東京大会に関連する医療施設では、感染症対策を徹底。

(2) 大会関係者等に対する幅広い周知や情報発信

- 感染症対策に万全を期すためには、基本的な感染症予防策について、関係者一人ひとりがその必要性を十分理解した上で、こまめに実践することが必要。
- 東京大会では、国によっては公衆衛生上の基本的な知識や行動様式の習慣が我が国とは異なっていることも想定して、基本的な感染症予防策を周知することが必要。
- SNS なども活用し、多言語で複数の媒体を通じて、感染症予防策の基本的な知識や望ましい行動の励行について、関係機関の協力を得て、幅広く周知。
- 食事の提供施設における調理や盛り付け作業等に従事する者に対し、基本的な感染症予防策の理解を促進させるとともに、健康診断や検便を確実に実施。
- 風しんに関する追加的対策について、特性世代の男性に対し、クーポン券を利用して確実に実施するよう、関係機関の協力を得て広く周知。
- 米国において、昨年秋、我が国の風しん患者の急増を受けて、ワクチン未接種等の妊婦に対し、我が国への渡航注意喚起が出されていることを踏まえ、我が国の風しん対策について海外に発信する。その際、過度に不安を煽ることのないよう留意することも大切。
- 麻しん対策として、関係機関の協力を得て、「麻しんに関する特定感染症予防指針」

の周知を徹底。

- 麻しんについては、海外に行く方に対し、必要な者に対し、予防接種を検討するよう、関係機関の協力を得て周知。
- 結核対策として、健康診断、公費負担医療、予防接種、直接服薬確認療法による対策、地域医療連携体制の強化など、総合的な結核対策を推進していくよう周知を徹底。
- 梅毒を含む性感染症対策については、コンドームの適切な使用、検査や医療の積極的な受診による早期発見、早期治療の有効性や、検査や医療機会の提供に関する情報を、関係機関の協力を得て周知。
- ダニ媒介感染症や蚊媒介感染症に関して周知。
- 食中毒予防策として、食中毒予防のための啓発や HACCP による衛生管理の制度化に向けた普及・推進に関して周知。
- 細菌性食中毒対策やノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎にも留意。
- 多言語で対応している救急体制や外国語診療が可能な医療機関に関して周知。

(3) 我が国への感染症の侵入を防ぐための取組

- 政府では、訪日外国人旅行者数の急増に対応して水際対策に万全を期すため、必要な物的・人的体制の整備を進めることが必要。
- 検疫所においては、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを水際で防止することを目的として、検疫業務を実施。
- 検疫所や入国管理、税関、動植物検疫において、多数の海外からの訪日客と接する機会の多い業務に従事する者が、風しんや麻しんに感染すると、自らを介して他人に感染させてしまうおそれがあることに留意。
- 結核対策として、結核高まん延国からの中長期滞在者を対象に、結核入国前スク

リーニングを実施予定。

- 麻しんについては、海外に行く方に対し、必要な者に対し、予防接種を検討するよう、関係機関の協力を得て周知。

(4) 感染症発生動向の的確な把握

① 国内外における感染症発生動向の把握

- エボラ出血熱等の諸外国の感染症発生動向を遅滞なく的確に把握することは、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを水際で防止するために極めて重要。
- 国際的な公衆衛生上の脅威となり得る感染症が発生した場合には、世界保健機関の国際保健規則に基づき、速やかに界保健機関から厚生労働省に情報が共有。
- 外務省では、平時から、在外公館で公開情報や政府機関等を通じて、現地の感染症に関する情報収集を実施。
- 国内の感染症の発生動向を迅速かつ的確に把握するためには、サーベイランス機能を強化することが必要。
- 疑似症届出の定義を変更し、公衆衛生インパクトの高い重症例に絞り込み、より効果的、効率的な届出がなされるようシステムを変更。
- 全国の自治体間で即時に感染症の発生情報を共有できる仕組みを整備（2019年9月までに運用を開始予定）。
- 東京都や組織委員会で実施する独自のサーベイランスによる情報を含め、厚生労働省において、感染症発生動向の情報を集約、共有できる体制を構築。

② 初動対応における適切な連携

- 積極的疫学調査が実施される場合に備えて、平時から積極的疫学調査の意義や必要性等について、関係者の理解を得ておくことが大切。

- 求めに応じて、関係省庁や東京都、組織委員会は積極的疫学調査に協力。関係機関にも協力を要請。
- 検疫業務の中で、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者について、病院や宿泊施設へ収容して経過観察を行う必要がある場合であって、停留施設の確保が困難な場合には、求めに応じて、自らが保有する研修施設等を必要に応じて提供できるよう積極的に検討。

(5) 食中毒予防策の推進

- 東京大会の安全・安心の確保に向けて、これまでの衛生管理の取組に加え、HACCPによる衛生管理を更に広く定着させていくことが必要。
- 夏期の一斉取締りや8月を食品衛生月間とするなど、関係省庁や東京都、組織委員会が連携し、食中毒予防策を強力に推進。
- 食品衛生月間の監視・指導項目の検討、訪日外国人に対する食中毒予防に関する情報提供アイテムと発信について検討。

(6) その他必要な取組

- 風しん対策、麻しん対策、結核対策、梅毒を含む性感染症対策の推進。
- 病原体等の検査体制の強化。

3. 本推進指針に基づく施策の推進について

- ワーキンググループにおいて、定期的に進捗状況のフォローアップを行い、必要に応じて関係省庁等連絡会議に報告。